➢ ライジングボラードの設置

通過交通の抑制（通学路）（新潟県新潟市）	
○対策前	○対策後
・通過交通が多く、走行速度の高い車両が通行する為、危険	・ライジングボラードの設置により、通学時間帯の通過交通を抑制 ・時間規制（平日 7:30-8:15(通学時間帯)に通行規制）と併せて実施

通過交通の抑制（商店街）（新潟県新潟市）
○対策後
・ライジングボラードの設置前は、規制時間帯であるにもかかわらず、進入する違反車両が多数あったが、H25 年度の社会実験でライジングボラードを設置した後、進入する違反車両の減少が続き、設置 1 か月後以降は、ほぼ違反車両が無くなった。 ・従来の通行規制の時間帯（正午-翌朝 8:00 ）に合わせて、ライジングボラードを稼働し、進入車両を制限

通過交通の抑制（遊歩道）（岐阜県 岐阜（ぎふ） 市）

○対策後

○通行時（一時通行券の発券）

・許可車両のみ通行できる遊歩道（自転車歩行者専用道路）への通過交通を抑制するため、道路入口にライジングボラードを設置

・沿線住民や旅館客等の車両は、IC カード及び一時通行券にて通行可能